第１号様式（第４条関係）

空き家バンク登録台帳登録申込書

年　　月　　日

逗子市長

　住　　所

　　　　　　登録申込者　氏　　名

（所有者等） 電話番号

逗子市空き家バンク実施要綱第４条第１項の規定により、次のとおり空き家バンクへの登録を申し込みます。なお、申込みに当たっては、次に掲げる全ての条件について承諾します。

①　空き家バンク登録カードの内容を空き家バンク登録台帳に登録し、必要に応じて市ホームページ等に掲載すること。

②　空き家等の利用登録者に対し、登録された情報について情報提供を行うこと。

③　不動産取引の仲介等、契約交渉等に関わる全ての事項又は空き家等の権利関係の整理や適正管理等に関する事項について、逗子市と協定を締結している者に情報提供を行うとともに仲介、相談等を依頼すること。

④　③に関わる全ての事項については、空き家等の所有者等、利用登録者及び協定締結者により行い、逗子市はトラブル等に関し一切の責任を負わないこと。

|  |  |
| --- | --- |
| 物件所在地 |  |
| 登録要件（要綱第４条第２項関係） | 該当する項目の□にチェックしてください。□当該空き家等全ての所有者等が空き家バンクの趣旨を理解し、所有する空き家等を空き家バンク登録台帳に登録することについて承諾する。□申込み内容に虚偽、錯誤等がない。□所有者等が、逗子市暴力団排除条例（平成23年逗子市条例第15号）第２条第１号に規定する暴力団、同条第３号に規定する暴力団員等、同条第５号に規定する暴力団経営支配法人等と密接な関係を有すると認められる者ではない。□当該空き家等が不動産競売にかけられた状態にない。 |
| 登録内容 | 空き家バンク登録カードに記載のとおり |
| 全国版空き家バンクへの登録 | □登録する　　　□登録しない |

|  |
| --- |
| 空き家バンク登録カード１　空き家等の状況 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 物件住所地 | 逗子市 |
| 所有者等 | （敷地）　□申込者のみ　　□申込者も含め複数人（　　人）　□地主（建物）　□申込者のみ　　□申込者も含め複数人（　　人）　 |
| 物件の概要 | 面　　積 | 補修の要否 | 建築時期 | 　空き家になった時期 |
| 土　地 | 　　　　 ㎡ | □補修は不要□多少の補修必要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□大幅な補修必要　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　□現在補修中 | 年　　月 | 年　　　月□別荘利用　　□その他利用 |
| 建　物 | 1階 | 　　　㎡ |
| 　　　坪 | 構造 | □木造　□鉄骨　　□その他（　　　　）□平屋　□二階　　□三階以上　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| ２階 | 　　　㎡ | その他 | 　㎡ |
| 　　　坪 | 　　坪 |
| 主要施設等への距離 | □駅 | 　　　km | 設備状況 | 電　気 | 　　　　　アンペア |
| □バス停 | 　　　km | ガ　ス | □プロパンガス　　□都市ガス |
| □市役所 | 　　　km | 風　呂 | □ガス　　□電気　　□その他 |
| □小学校 | 　　　km | 水　道 | □上水道　□簡易水道　□その他（　　） |
| □中学校 | 　　　km | エアコン | □設置（　　　部屋）　　□未設置 |
| □公園 | 　　　km | トイレ | □水洗　□汲取り　／　□和　□洋 |
| □ｽｰﾊﾟｰ | 　　　km | 物　置 | □有　　□無 | 駐車場 | □有（　　台）□無 |
| □（　　） | 　　　km | 庭 | □有　　□無 | その他 | 　 |
| 間取（別紙可） |  | 地図（別紙可） |  |
| 写真（別紙可） |  |

２　希望条件

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 売却 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 | その他条件 |  |
|  |  |  |  |
| 賃貸 | 用途 | □住宅　　　□店舗□地域のふれあい交流施設（ふれあい活動拠点として、誰でも気軽に寄れる）□集会施設・打合せスペース□コワーキングスペース・起業支援施設□子育て支援施設（子どもの遊び場、放課後児童）□サークル活動・生涯学習施設（パソコン教室、茶道、華道、手芸等）□保育・学習支援施設（学童保育、放課後学習支援、習字、英会話等）□市民活動団体の活動拠点（事務所、情報館等）□宿泊施設□農作業体験（庭部分、空き地の場合は土地の一部）□子どもの遊び場（庭部分、空き地の場合は土地の一部）□その他（具体的に　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対象者 | □自治会・町内会・住民自治協議会　　□市民活動団体（サークル含む）□個人 |
| 期間 | 　　　　　　　　　　　　　　／年・月・回 |
| 家賃 | 　　　　　　　　　　　　円／年・月・回 |
| 物件の補修 | □事前に合意を得た上で許可　　　　□許可しない |
| その他条件 |  |